平成２１年（フ）第９３号
秋田県横手市平鹿町醍醐字街道東30番地９
債務者　橋本久美子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１１４号
秋田県雄勝郡羽後町字西杉宮７番地６
債務者　高久　雅艶
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１１５号
秋田県横手市駅南１丁目１番26号　グランデール壱番館207号室
債務者　田口　聰子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１０５号
山口県周南市城ヶ丘３丁目11番８―303号
債務者　藤村フミ江
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第９号
静岡県掛川市大池77番地
債務者　杉村　由起
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月10日午後１時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
愛知県知立市東上重原６丁目10番地　メゾンアイリス203号
債務者　花田　　聡
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
愛知県岡崎市百々町字池ノ入１番地307　サンベール102
債務者　堀内　友子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月３日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
島根県出雲市天神町581番地　四季の館Ⅰ―105
債務者　廣岡　俊一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１３５２号
横浜市西区浅間町２丁目109番地の13
債務者　内田　佳久
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８１号
横浜市緑区鴨居５丁目14番19号　グリーンヒルオキ19―１号
債務者　小川　幸江（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７８号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹４丁目１番25号　ミリオンコーポＢ216
債務者　永井　貴之
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５０５号
神奈川県茅ヶ崎市香川５丁目14番30号　サンライズ101
債務者　有田　智浩
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３１号
横浜市保土ケ谷区今井町591番地　光アパート101号室
債務者　成瀬　　勝
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１号
香川県丸亀市中津町919番地14
債務者　田中憲一郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月28日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１５２８号
横浜市南区平楽90番地16　フィットハウス平楽弐番館103
債務者　大江　芳明
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５２９号
神奈川県大和市上和田1769番地６　チェリーヒルＡ208号
債務者　田口とよ子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部